

提言・指針

第1節 防災体制の整備に関する提言

第1 計画の修正趣旨

平成23年3月11日午後2時46分ころ発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9を記録（本町の震度は4）し、午後3時28分ころには小本地区に津波が襲来しました。この津波により、13人（小本地区で4人、町外で6人、関連死3人）の尊い命が奪われたほか、建物被害387棟、うち住宅202棟、漁港施設や港湾の損壊、漁船漁具の流失、農地の浸水など壊滅的な被害を受けました。

また、平成28年8月の台風第10号は、8月30日に大船渡市付近に上陸し東北地方北部を北西に進み、かつてない河川氾濫や土砂災害などを引き起こしました。この台風により、岩泉町では25人（死者21人、関連死4人を含む）の犠牲者、33地区428世帯873人の孤立化、約1,900棟の建物被害が発生し、被害総額は約420億（県施設を含む）円に上りました。

これらの災害では、避難対策、孤立化対策、通信・情報対策や物資の備蓄・支援など従前の防災対策では対応が不十分であったことを踏まえ、岩泉町地域防災計画を見直します。

第2 岩泉町防災体制の確立

1 最大クラスの災害を想定した防災対策の充実

本町の防災対策は、東日本大震災での津波被害や台風第10号での風水害を経験し、従前の津波における想定被害や河川氾濫等による浸水地域の想定では不十分であったことが反省される。

このことから、これからの防災対策の充実のためには、東日本大震災や台風第10号以上の最大クラスの災害を想定し、防災対策の充実・強化を図る必要がある。

2 避難計画策定と安全な避難所確保と円滑な支援

東日本大震災での津波被害や台風第10号での風水害は、町民の尊い命が奪われるかつて無い大惨事となった。

町民の尊い命を守り、このような惨事を二度と繰り返さないためには、東日本大震災や台風第10号以上の最大クラスの災害を想定した確実な避難計画の策定が必要である。

また、浸水等が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の策定が必要となる。

策定された避難計画に基づき、防災機関や地域が一体となった訓練の実施、情報の共有化が必要である。

3 通信・情報の災害対策の強化

地震、津波、豪雨災害により、停電や電話回線の寸断が生じ、固定電話や携帯電話、防災無線までも利用できず、衛星携帯電話も機能を十分に果たせず、情報が寸断される状況に陥った。様々な災害に対応した、多様な手段による情報伝達システムの構築が必要である。

4 食料や燃料の備蓄の促進及び輸送体制の整備

毛布・発電機・携帯トイレなど行政側で最小限備蓄しておくべきもののほか、民間企業や各団体等との応援協定の締結等による緊急輸送体制の整備、陸上輸送等のための燃料の確保が必要である。

5 防災体制の見直し

災害時には、防災担当課や福祉担当課等に業務が集中しがちであるため、町の活動体系を見直し、指揮命令系統及び情報処理機能の強化及び各部との情報共有を図る仕組みづくりが必要である。

また、地域振興協議会単位で設立している自主防災組織を中心とした防災体制の確立を図る必要がある。

第2節 岩泉町防災体制強化の指針

第1 指針の役割

「岩泉町防災体制強化の指針」は、「防災体制の整備に関する提言」を踏まえ、町民・企業等民間団体・行政等が力を合わせて防災体制を強化していくための5つの柱と早急に着手すべき主な取り組みをまとめたものである。

今後は、この指針に基づき、岩泉町地域防災計画の見直しや各種マニュアルづくりを行うとともに、災害に強いまちづくりを目指していく。

第2 岩泉町防災体制強化の指針

1 地震、津波、豪雨の想定

地震や津波の規模は、想定より大きい可能性も視野に入れ、東日本大震災津波及び過去の最大クラスの地震、津波並びに従前の被害想定を踏まえ、「多重型防災」の防災対策を講じる。津波対策にあたっては、次の2つのレベルを想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、また、豪雨対策にあたっては、想定し得る最大規模の洪水

2 避難計画の策定、避難所環境の整備

最大クラスの津波や豪雨を想定し、津波、洪水、土砂災害からの避難計画を策定する必要がある。また、避難の長期化に応じた避難所環境の整備等が必要である。

【主な取り組み】

- (1) 緊急時避難場所及び避難所の見直し、避難所運営マニュアルの作成・普及
- (2) 災害時避難行動要支援者への支援体制の見直し
- (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定、避難訓練等の徹底
- (4) 避難支援従事者の安全確保
- (5) 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等への配慮及びプライバシーの保護
- (6) 要配慮者利用施設、避難者への情報伝達方法の見直し
- (7) 仮設住宅建設用地の確保及び充足
- (8) 仮設住宅環境の充実
- (9) 防災文化の継承

3 通信・情報対策

災害の被害を最小限とするには、災害情報を迅速かつ的確に収集伝達することが大切である。孤立化などを想定して様々な情報通信手段を確保するとともに、防災行政無線の強化等を図りながら、町民のニーズに対応した効果的な情報収集伝達体制の整備に努める。

【主な取り組み】

- (1) 定期的な通信訓練等の実施
- (2) 消防団分団、避難所との通信手段、非常用電源設備の強化等

- (3) 非常用電源設備の燃料確保
- (4) 通信施設の津波流失防止対策
- (5) 防災情報伝達制御システムの活用
- (6) 防災行政無線エリア拡大整備
- (7) アマチュア無線団体等との連携

3 物資の備蓄・確保

物資の備蓄・確保も重要な取り組みのひとつである。平常時からの災害や孤立化に備えた備蓄、応援協定等による緊急輸送体制の整備が急務である。

【主な取り組み】

- (1) 指定避難所への食料、生活必需品、非常発電機等の配備
- (2) 食料・生活必需品等の家庭内備蓄の促進
- (3) 応援協定締結等による緊急輸送体制の整備
- (4) 陸上輸送等のための燃料の確保
- (5) 避難所以外の避難者に対する支援
- (6) 他市町村からの避難者に対する支援

4 防災体制の見直し

行政の災害対応力向上も、防災体制強化に向けた重要な取り組みのひとつである。平常時に町の各課等が持つ専門知識やネットワークを最大限に生かした防災体制づくりを進め、本部機能の強化を図るとともに、現地対策本部が迅速に対応できる体制づくりを進めていく。

また、自助・共助の防災力を強化するため、地域振興協議会単位で設立している自主防災組織を活性化する取り組みを促進する。

【主な取り組み】

- (1) 災害対策本部の分掌事務及び設置基準の見直し
- (2) 町本部各部における平常時からの準備、体制強化
- (3) 指揮命令系統、情報処理機能の強化
- (4) 大規模災害時における町本部各部間の柔軟な対応
- (5) 自主防災組織と地元消防団、警察官等関係機関の連携強化
- (6) 自主防災組織の活動体制の構築及び資機材等の整備並びに訓練等の充実